

事例番号:310289

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

3 回経産婦(常位胎盤早期剥離の既往あり)

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 33 週 1 日

5:30 頃 性器出血あり

5:45 性器出血を認めたため搬送元分娩機関を受診、血圧 76/33mmHg、
超音波断層法で胎児の徐脈あり

6:52 常位胎盤早期剥離の診断で当該分娩機関に母体搬送となり入院

4) 分娩経過

妊娠 33 週 1 日

7:10 常位胎盤早期剥離の診断で帝王切開により児娩出、子宮内より
1146g の凝血塊排出あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:33 週 1 日

(2) 出生時体重:1986g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.598、PCO₂ >130.0mmHg、PO₂ 11mmHg、
HCO₃⁻不明、BE 不明

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 2 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(チューブ・バッグ)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症、早産児、新生児呼吸障害

(7) 頭部画像所見:

生後 19 日 頭部 MRI で基底核および視床に病変を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 3 名、小児科医 2 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症によって、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。

(2) 常位胎盤早期剥離の既往が常位胎盤早期剥離の関連因子である可能性がある。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 33 週 1 日の 5 時 30 分頃またはその少し前の可能性があると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

(1) 健診機関における、妊娠 32 週 5 日までの外来管理は一般的である。

(2) 妊娠 33 週 1 日に性器出血を主訴に搬送元分娩機関救急外来を受診した際に、超音波断層法を実施し胎盤剥離を疑う所見、胎児の徐脈が認められ、常位胎盤早期剥離の既往を踏まえ、常位胎盤早期剥離と診断し母体搬送した

ことは選択肢のひとつである。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 33 週 1 日の当該分娩機関での対応(超音波断層法による胎児心拍数と胎盤肥厚所見の確認)は一般的である。
- (2) 超音波断層法所見(胎児の徐脈、胎盤の肥厚)より、常位胎盤早期剥離と診断し、帝王切開を決定したことは一般的である。
- (3) 帝王切開決定から 18 分後に児を娩出したことは適確である。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (5) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

胎児心拍数陣痛図は患者情報において重要な資料であり、その管理、保管には十分な配慮が必要である。

【解説】本事例は、妊娠 33 週 1 日の胎児心拍数陣痛図が保存されていなかった。「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、搬送元分娩機関は母体搬送の際に胎児心拍数陣痛図を当該分娩機関に持参したとされているが、当該分娩機関には搬送元分娩機関の胎児心拍数陣痛図はないとの回答である。胎児心拍数陣痛図の原本については、他医療機関に渡したままにせず診療録と同等に保存することが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】本事例では、母体搬送されているが、その後児に重篤な結果がもたらされているため、その原因検索や今後の改善策等について本報告書をもとに院内で事例検討を行うことが重要である。

(2) 当該分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。